

令和6年度 緑窓会・学生支援奨学金 募集要項

1. 目的

東京家政大学及び東京家政大学短期大学部に在学中の学生で、経済的理由により修学が困難な者に対して、在学中の経済的負担を軽減し、安心して修学できる環境を整えることを目的とします。

この奨学金は「緑窓会・新型コロナ対応学生支援奨学金」として、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響及びその他の経済的理由により修学が困難な学生が安心して修学できる環境を整えるために、緑窓会の寄付によって設立されました。

感染症の縮小に伴い、令和6年度より「緑窓会・学生支援奨学金」に名称を変更し、経済的理由により修学が困難な学生が安心して修学できる環境を整えるための支援として募集を行うことになりました。

2. 給付金額

年間授業料及び年間施設設備維持充実費の半額を減免

※現金での支給ではありません。原則、後期学費引落の際に、減免された金額が引落されます。

※高等教育の修学支援新制度利用者は、10月の支援区分との差額を給付します。

3. 採用人数

最大30名程度

※採用枠には限りがあるため、応募者が多い場合には、出願資格を満たしていても不採用となる場合があります。

4. 応募資格

次の(1)～(5)をすべて満たす者としてします。

- (1) 大学及び短大に在学する学生（留学生は除く。）であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。世帯の前年（1月～12月）の所得（「給与所得者」は、給与収入金額とし、「給与所得者以外」は、合計所得金額とする。）が以下の金額であること。
 - ① 給与所得者は、980万円以下
 - ② 給与所得者以外は、653万円以下
- (3) 2年次以上の学生（3年次の編入生は除く。）は、次のいずれかに該当すること。1年次及び3年次の編入生は、入学試験の合格をもって成績基準を満たすものとする。また、申請する該当年度の前期修得単位数は15単位以上とする。
 - ① 大学2年次は、標準修得単位数の5割以上を修得していること。
 - ② 大学3年次は、標準修得単位数の6割以上を修得していること。
 - ③ 大学4年次及び短大2年次は、標準修得単位数の9割以上を修得していること。
 - ④ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有している者で、学生支援センター所長又は狭山学務部長が「学修計画書」に基づき申込資格を有すると判断した者。
- (5) 当該年度の細井愛子奨学金を利用していないこと。

※日本学生支援機構奨学金、高等教育の修学支援新制度、渡辺学園関係奨学金（細井愛子奨学金のみ併願可能、併用不可）、その他奨学金（民間財団や地方自治体の奨学金、各種修学資金貸付等）を利用中または応募中であっても応募可能です。

※成績基準の必要単位数は以下の通りです。

2年生	児学、育支、児教、栄養、管理、服美、環教、表現、英コミ、心カ、教福、看護、作業、理学、子支、短大保育、短大栄養	1年次後期末時点で16単位以上を修得
-----	---	--------------------

3年生	児学、育支、児教、栄養、管士、服美、環教、表現、英コミ、心カ、教福、看護、子支、短大保育、短大栄養	2年次後期末時点で38単位以上を修得
	作業、理学	2年次後期末時点で39単位以上を修得
4年生	児学、育支、児教、栄養、服美、環教、表現、英コミ、心カ、教福、看護、子支、短大保育、短大栄養	3年次後期末時点で84単位以上を修得
	管士、作業、理学	3年次後期末時点で86単位以上を修得

5. 提出書類

(1) 願書 (様式1)

- ・ 学生本人が黒または青のボールペンで記入してください。
- ・ 訂正する場合には、該当箇所に二重線を引いて、二重線に重なるように押印してください。
- ・ 署名・押印欄は、学生本人・保証人が各自で署名・押印をしてください。
- ・ 朱肉を使う印鑑で押印してください。

<以下は不備扱いとなります>

学生本人ではなく保証人等が記入している場合／鉛筆や消せるボールペン等で記入している場合／修正液や修正テープ等を使用している場合／学生本人が保証人欄の署名・押印をしている場合／スタンプ印やゴム印等で押印している場合／記入事項に漏れがある場合

(2) 学修計画書 (様式2)

(3) 世帯の「令和5年度収入」を証明する書類

- ・ 家計支持者が父と母・・・・・・・・父と母の証明書類を提出
- ・ 家計支持者が父母のいずれか・・・・当該の父または母の証明書類を提出
- ・ 父母がいない・・・・・・・・代わって家計を支えている人の証明書類を提出
 - 学生本人と父母（どちらか一方も含む）が別居している場合でも、生計が同じであれば、収入に関する証明書が必要です。
 - 無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でも、無収入であることの証明書類を提出する必要があります。

【家計支持者の収入を証明する書類一覧】 ※提出された証明書類は返却できません。ご了承ください。

《全員提出》以下、いずれかの令和5年度収入を証明する書類

※「源泉徴収票」（コピー可）

- ・ 「税務署の受付印のある確定申告書（第一表と第二表）（控え）」のコピー

※確定申告をe-tax等の電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」または「申告内容確認票」の第一表、第二表、もしくは申告書データを送信後メッセージボックスに格納される「受信通知」を印刷して添付してください。

- ・ 「所得証明書」（コピー可）

※住民税課税（非課税）証明書や市・県民税（所得・課税）証明書を含みます。所得証明書は、市区町村役場で発行されます。

(4) 特別控除に関する証明書類《該当者のみ提出》

- ・ **家族の中に障害のある人がいる場合**：該当者の障害者手帳等のコピー
- ・ **主に家計を支えている人が単身赴任等で別居している場合**：年間の実費を申告する書類（様式3）
- ・ **家族に6ヶ月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合**：年間の実費を申告する書類（様式4）

※各指定様式は、緑窓会・学生支援奨学金HPから印刷してください。年間の実費を証明する領収書のコピー添付が必要です。

6. 提出期限および提出先

提出期限：2024年6月28日（金）16:00 厳守

提出先：学生支援課（板橋キャンパス）16号館1階

学 務 課 (狭山キャンパス) 1 号館 2 階 学務課②窓口

※いかなる理由があっても、期限以降に願書等を受け取ることはできません。

※願書等を提出しても提出書類に不備がある場合には、選考の対象外となります。

※応募書類一式は、窓口へ学生本人が提出してください。

7. 採用結果

学内の選考委員会にて選考を行います。採用結果は8月下旬を目処に応募者全員へ個別に連絡します。

8. 注意事項

(1) 以下の場合、採用後でも奨学生の資格を取り消すものとし、奨学金の全額を返還する必要があります。

- ①奨学金を辞退したとき ②提出書類に虚偽の記載が判明したとき ③休学、退学、または除籍になったとき ④正当な理由なく出席常でなくなったとき ⑤東京家政大学・東京家政大学短期大学部学則により処分を受けたとき ⑥その他奨学生として不適格と認められたとき

9. 問い合わせ先

- 学生支援課 (板橋校舎) 16 号館 1 階
メールアドレス: syogakukin_itabashi@tokyo-kasei.ac.jp
- 学務課②窓口 (狭山校舎) 1 号館 2 階
メールアドレス: s-syogakukin@tokyo-kasei.ac.jp

※メールでの問い合わせには以下の内容を必ず入力してください。

件名: 「緑窓会・学生支援奨学金について」

本文: ①学籍番号 ②学生氏名 ③学生携帯電話番号 ④問い合わせ内容